

## 第5節 東日本大震災と労働委員会

### 1 東日本大震災の概要

平成23年3月11日に三陸沖を震源として発生した「平成23年東北地方太平洋沖地震」(以下、「東日本大震災」という。)は、マグニチュード9.0を記録し、国内観測史上最大級の地震となった。県内では、最大震度6強を記録し、激しい揺れとともに、太平洋沿岸の広い範囲で大津波が押し寄せ、県全土に大きな被害を及ぼした。

加えて、この地震と津波により、浜通りに立地する東京電力福島第一原子力発電所では、外部電源を喪失し、冷却機能が働かず、原子炉の損傷や放射性物質の放出・拡散の恐れが高まったことから、国は原子力緊急事態を宣言するとともに、周辺住民に対し、避難や屋内退避の指示等を行い、最大時には16万人を超える県民が県内外への避難を余儀なくされる未曾有の複合災害となった。



写真1 津波により火災が発生した住宅地

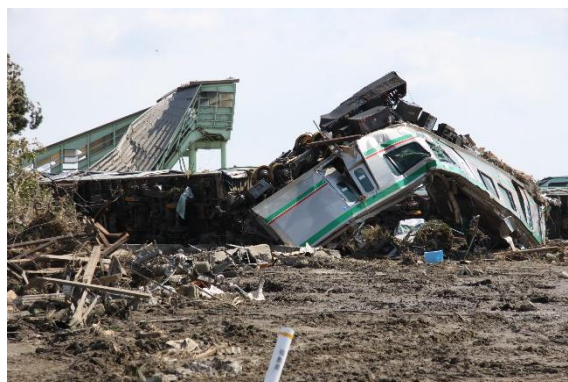


写真2 津波で壊滅的な被害を受けた JR 新地駅

東日本大震災直後には、県内の広い範囲において、地震や津波による建物・設備への被害に加えて、電気・水道・物流などのライフラインが寸断され、生活物資や燃料等が不足した。また、原子力災害に伴う避難指示による広域避難に加え、避難指示区域以外からの自主避難者も発生し、著しい人口の流出が生じた。この混乱した状況の中、休廃業を余儀なくされた企業もあり、多くの離職者が発生したほか、農産物や工業製品に対する風評被害なども発生し、長期間に渡り、県経済に大きな影響を与えた。

この未曾有の複合災害からの復興にあたっては、インフラの復旧や地域産業の再生等に加えて、原発事故に起因して、広範囲かつ長期に及んでいる避難者支援、除染、廃炉、風評・風化など前例のない難問が山積する中、県民の懸命な努力と国内外からの温かい支援をいただきながら、復興に向けた歩みを進めているところである。被災地への失業保険の特例給付や雇用調整助成金の特例適用などの様々な雇用対策が実施されたほか、県内のみならず、県外からも多くの労働者が来県し、インフラの復旧を始め、住民の健康や生活環境に影響を及ぼす放射線量を低減させるための除染や原子力発電所の廃炉作業などにも従事している。

## 2 労働委員会業務への影響

東日本大震災により、県庁舎の一部は、建物の安全性が確認されるまで、使用が制限されたため、当時、西庁舎の8階にあった労働委員会事務局は、隣接する杉妻会館に執務室を移動した。

業務の遂行に当たっては、全庁的に震災対応業務を優先する措置が取られ、事務局職員も、県の災害対策本部や避難所の応援業務、住家被害調査や放射線量のモニタリングなどの業務に従事したため、3月に予定されていた労働委員会の定例総会は開催中止とした。4月及び5月の定例総会は、計画通り開催したものの、西庁舎が使用できないため、事務局の移転先となっていた杉妻会館にて開催した。6月には、延期されていた事務局職員の定期人事異動が行われ、事務局の執務室も西庁舎に復帰した。(その後、事務局の執務室は、平成24年11月に県自治会館4階に移転している。)

また、5月に仙台市で開催される予定であった北海道及び東北6県労働委員会連絡協議会会長連絡会議を始め、北海道及び東北6県労働委員会連絡協議会春季総会(6月、青森市開催予定)、北海道・東北労働委員会事務局長連絡会議(8月、福島市開催予定)などの諸会議が開催中止となった。



写真3 地震による県庁舎内の被災状況



写真4 災害対策本部の様子

## 3 東日本大震災に関連した事件や相談

東日本大震災や復興にかかわる事業に関連して、労働委員会が取り扱った事件や相談の概要については、以下のとおりである。

### (1) 不当労働行為事件

東日本大震災やその復興にかかわる事業に関連して申し立てられた事件は、2件である。

なお、これらの事件以外にも、当事者である労働者の住所地は県内であったものの、所属する労働組合の住所地である他都道府県の労働委員会に申し立てられた事件も複数確認される。

平成 26 年(不)第 1 号前田建設工業事件

<b>申立人</b>	全国一般労働組合全国協議会ふくしま連帯労働組合
<b>被申立人</b>	前田建設工業株式会社(総合工事業) 外 2 社
<b>申立日</b>	平成 26 年 5 月 12 日(労働組合法第 7 条第 2 号)
	委員調査 6 回、審問 0 回
<b>審査委員</b>	審査委員長 (公)平石 典生
	審査委員 (公)伊藤 宏
	参与委員 (労)鈴木 三男、田母神 正広
	(使)佐藤 卓也、豊田 和夫
<b>終結日</b>	平成 27 年 3 月 9 日 関与和解(処理日数 302 日)

国(環境省)が発注した除染作業の下請会社の従業員であった 4 名が加入する合同労組である申立人が、特殊勤務手当(危険手当)等の未払いに関する事項について、元請会社のうちの 1 社(前田建設工業株式会社)に団交の申し入れをしたが応じなかったため、労組法第 7 条第 2 号に該当するとして申し立てたものである。元請会社が 3 社による J V(共同企業体)であったため、平成 26 年 9 月 30 日に被申立人に残り 2 社(株式会社鴻池組、大日本土木株式会社)が追加された。

組合員は、下請会社に雇用されていたため、元請会社の使用者性や下請会社に対する指導責任等が主な論点となったが、実質的な解決を望む労使双方が歩み寄り、平成 27 年 3 月 9 日の第 6 回調査にて関与和解となった。これに伴い、取下書が提出され、本事件は終結した。

平成 26 年(不)第 2 号前田建設工業事件

<b>申立人</b>	全国一般労働組合全国協議会いわき自由労働組合
<b>被申立人</b>	前田建設工業株式会社(総合工事業) 外 2 社
<b>申立日</b>	平成 26 年 5 月 12 日(労働組合法第 7 条第 2 号)
	委員調査 6 回、審問 0 回
<b>審査委員</b>	審査委員長 (公)平石 典生
	審査委員 (公)伊藤 宏
	参与委員 (労)鈴木 三男、田母神 正広
	(使)佐藤 卓也、豊田 和夫
<b>終結日</b>	平成 27 年 4 月 27 日 関与和解(処理日数 351 日)

国(環境省)が発注した除染作業の下請会社の従業員であった 3 名が加入する合同労組である申立人が、前述の同第 1 号事件と同被申立人に対して、同内容で申し立てたものであり、審査の経過は同 1 号事件と同様であった。平成 26 年 9 月 30 日に、J V 3 社のうちの残り 2 社が被申立人に追加され、平成 27 年 4 月 27 日の第 6 回調査にて関与和解となった。これに伴い、取下書が提出され、本事件は終結した。

なお、不当労働行為事件に関連しては、平成 23 年 3 月 13 日に、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号）に基づき、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成 23 年政令第 19 号、当労働委員会では平成 23 年 6 月に「東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成 23 年政令第 160 号）」に改称。）が公布・施行された。これを受けて、当労働委員会では、平成 23 年 3 月 23 日に、労働組合法第 27 条第 2 項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第 16 条の 3 第 1 項に定める事件申立期間の満了日を同年 8 月 31 日を限度として延長する手続きを取ったが、適用対象となる事件はなかった。

## （2）労働争議の調整

東日本大震災やその復興にかかわる事業に関連して申請のあった事件は、2 件である（表 1）。

この平成 26 年（調）第 1 号事件及び第 2 号事件については、代表者が同一のタクシー会社 2 社に対するあっせん申請である。申請者も同一の労働組合で、平成 23 年度に震災対応として暫定的に引下げに同意した賃金の分配率を元に戻し、さらに上積みするよう、平成 24 年度から要求書の提出や団体交渉を行っていたが、進捗がないため、あっせん申請に至ったものである。申請受付後、労働委員会より、被申請者側にあっせんに応じるよう働きかけたが、被申請者側からは、労使で自主的に解決すべき問題であり、さらに労使で話し合いを行う余地があるため、あっせんに応じない旨の回答があり、これを申請者に伝えたところ、2 件とも申請取下げとなり、事件は終了した。

表 1 東日本大震災関連の労働争議取扱状況

事 件 名	平成 26 年（調）第 1 号事件	平成 26 年（調）第 2 号事件
調整区分	あっせん	あっせん
所 在 地	郡山市	郡山市
業 種	運輸・郵便業	運輸・郵便業
申 請 者	労働組合	労働組合
組合員数	13 名	2 名
申請年月日	平成 26 年 9 月 8 日	平成 26 年 9 月 8 日
終結年月日	平成 26 年 11 月 17 日	平成 26 年 11 月 17 日
調整回数	0 回	0 回
所要日数	71 日	71 日
終結区分	取下げ	取下げ
調整事項	月例賃金の上積み	月例賃金の上積み

## （3）個別的労使関係の調整

東日本大震災やその復興にかかわる事業に関連して申請のあった事件は、11 件である

(表2)。

すべて労働者からの申請で、その勤務地は津波と原発事故による甚大な被害を受けた浜通りが10件、中通りが1件となっている。また、東日本大震災やその復興にかかわる事業には、県外からも多くの労働者や企業が参画している状況であり、申請者の出身地及び被申請者である企業(本社)は県外である事件が多いのが特徴的である。

申請者の従事した業務は、除染作業及びその作業員のための宿舍管理・調理等がそれぞれ3件ずつ、原発内作業、河川海岸復旧事業、災害廃棄物選別作業、木材チップの放射線量測定及びフレコンバック梱包作業、玄米の放射能検査がそれぞれ1件ずつとなっている。

調整事項は、不当解雇の損害賠償、賃金や残業手当の支払い、退職事由の変更などが多いが、県外出身の労働者からは、就業のための遠方からの交通費の支払いや宿泊先確保のために復職を希望するなどの要望も見受けられる。

終結区分は、不開始4件、解決3件、打切り3件、取下げ1件となっている。

表2 東日本大震災関連の個別的労使関係取扱状況

調整番号	申請者	調整事項	終結区分
23-3	労働者	1ヶ月分給与相当額及び交通費の支払い	打切り
27-2	労働者	不当解雇による損害の賠償	打切り
28-8	労働者	① 未払い残業手当の請求 ② 会社都合退職の要求	解決
28-9	労働者	① 未払い残業手当の請求 ② 会社都合退職の要求	解決
28-10	労働者	① 解雇無効 ② 労働環境を改善した上での復職 ③ 未払い残業手当の請求	取下げ
29-5	労働者	① 解雇予告手当に準じた日数分の賃金の支払い ② 離職理由の訂正 ③ 採用内定取消しの撤回	不開始
29-10	労働者	有給休暇21日分の支払い	不開始
30-5	労働者	解雇による逸失利益損害の賠償の支払い	解決
3-2	労働者	① 雇用契約期間中の解雇に伴い生じた逸失利益の補償 ② 精神的苦痛に対する損害賠償の支払い	打切り
5-1	労働者	未払い賃金の支払い	不開始
5-2	労働者	未払い賃金の支払い	不開始

なお、震災や復興に関連した事件ではないが、震災発生前日の平成 23 年 3 月 10 日に申請を受け付けた平成 22 年度個別調整第 4 号事件については、震災直後の混乱した時期であったが、5 月 19 日にあっせんを行い、解決している。

#### (4) 労働相談

東日本震災直後には、工場被災により自宅待機を命ぜられた労働者、燃料不足により自家用車を使用できず出社できなかった労働者、避難指示区域外からの自主避難者などから、欠勤の取扱いや中傷などについての相談が寄せられた。その後も、震災に起因した経営不振による賃金引下げや未払い、復旧作業に携わる労働者の長時間勤務、危険手当搾取などの相談が寄せられており、平成 23 年度から平成 25 年度にかけては、労働相談の約 1 割を震災関連の相談が占めている。この震災関連の相談件数は平成 23 年度の 17 件をピークとして、その後減少傾向にあるが、現在でも、年数件の相談が寄せられている（表 3）。

表 3 東日本大震災関連の年度別労働相談件数

年度 区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
震災 関連	5	17	13	3	6	7	14	11
全 体	151	147	139	102	160	265	273	283

年度 区分	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
震災 関連	15	11	8	9	2	4	2	3
全 体	523	396	376	481	578	655	624	496

(注) 令和 7 年度については、令和 7 年 12 月 31 日現在の数値である。

(出典：福島県「東日本大震災の記録と復興への歩み（平成 25 年 3 月）」

福島県「東日本大震災・原子力災害 10 年の記録（令和 3 年 3 月）」